



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

K S 生

通牒

來第四八二號

昭和十六年八月二十七日

内務省土木局長

各地方長官殿

測量標ノ監守ニ關スル件通牒

陸地測量部長ヨリ標記ノ件ニ關シ別紙寫ノ通照會有之候ニ
就テハ國道及府縣道ニ設置シタル水準點ニ限り便宜貴廳土

木課長ニ於テモ之カ監守ヲ爲ス様御取計相成度
陸地測量部 業第一二八號

測量標ノ保管監守ニ關スル件

昭和十六年八月十六日

陸地測量部長 下田 宜 力 團

内務省土木局長 成田 一 郎 殿

當部ニ於テ建設シタル測量諸標ノ保管ニ關シテハ陸地測量
標條例施行細則(明治一八、八、一三)第十二條第二項ニ據リ
道廳府縣廳(東京府下ニ在リテハ警視廳)ニ於テハ適宜保管ノ方法ヲ設ケ各

地方警察署長分署長又ハ市町村長ヲシテ測量諸標及同敷地ヲ監守セシメラレアルモ國縣道路ニ設置シタル水準點ニ在リテハ特ニ該道路ノ保存並ニ測量標ノ利用等ト密接ノ關係ヲ有スル道府縣土木部(課)長ニ於テモ監守セラルルニハ有效ト思料セラルルニ付右實意ヲ得タル上關係廳へ可然御通牒相煩度及照會候

◎土地收用公告

左の事業は土地收用法に依り土地を收用することを符得るものと認定す。

| 起業者 | 事業の種類 | 起業地 | 年月日 |
|------------|-----------|-----------------------------|--------|
| 内務大臣 | 河川改修並道路附替 | 高知縣幡多郡中村町具同村地内 | 一六、九、三 |
| 鐵道大臣 | 操車場擴張 | 青森縣青森市大野浦町東津輕郡筒井村地内 | 一六、九、三 |
| 京濱電氣鐵道株式會社 | 停留場擴張 | 東京府東京市大森區入新井二丁目大森一丁目地内 | 一六、九、四 |
| 栃木縣知事 | 河川改修 | 栃木縣足利市助戸東山町助戸一丁目足利郡北郷村毛野村地内 | 一六、九、八 |

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

法令

早來軌道 瓦斯檢關車增加認可

早來軌道株式會社申請に係る從來使用中の機關車壹輛使用不能と成りたる爲、昭和十二年三月卅一日監第一、一四〇號認可と同一設計に依り製作せむとするの件は九月八日監第三、三〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大日本電力 軌道工事方法變更認可

大日本電力株式會社申請に係る昭和十一年五月二十日監第一、五〇三號を以て御認可の上軌道内を鋪裝することなく新設仕候處其後軌道兩側車道を函館市に於て鋪裝したるに付當社も之れに倣ひ此の區間の軌道内をシートアスファルトを以て鋪裝せんとするの件は八月十八日監第三、一五八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

- 一、添軌條を添木に變更
- (イ) 添軌條取付個所 自四〇〇米〇〇 互長七米七四八 從前 至四〇七米七四八
- 通り
- (ロ) 添木に變更個所 自四〇七米七四八 互長二二米六〇三 至六二九米三五五

此區間は長さ一米に付三〇冠のT型軌條を添軌條とせしめ時局柄軌條の購入容易ならざるに付之れを廢し添木に改む

- 一、軌道の表面砂利道なりしをシートアスファルト鋪裝に改む
- 一、其他一切既認可通り

- 一、區間 自函館市蓬萊町一五ノ四先二二九米三五一
市東川町七ノ一 先二二九米三五一
- 一、工事費 一一、九六〇圓營業收益金支辨

福島縣

福島電氣鐵道 工事方法變更認可

福島電氣鐵道株式會社申請に係る軌道飯坂東線福島市内一部份
縣道福島停車場線及國道四號線道路と併用區間に對し路面の鋪裝
を施行せむとするものにして道路維持管理並一般交通上適切なる
計畫と被認を以て九月十日監第三、三三八號を以て内務、鐵道兩大
臣より認可ありたり。

宮城縣

栗原軌道 石越岩ヶ崎間軌道を地方鐵道に變更申請に
關し臨時資金調整法及臨時農地等管理令に

依る協議許可

栗原軌道株式會社申請に係る石越岩ヶ崎間軌道を地方鐵道に變
更の件に關して考慮するに該社は東北本線石越驛を起點として宮
城縣栗原郡若柳町、大岡、澤邊、津久毛、鳥矢崎村を經て同郡岩
ヶ崎町に至る十六六六分を軌道に據り運輸營業中の處、石越岩柳
間二軒五分の間一軒六分の縣道併用區間は年と共に人馬交通頻繁
にして加ふるに自動車の往來甚しきを以て該併用區間線路を撤去
して專用敷に改良變更し交通の安全を計らんとするものなり。尙
三菱礦業株式會社經營細倉礦業所の發着客貨並に増嵩する沿線各

地よりの物資の圓滑なる輸送を爲すため該社終點岩ヶ崎より細倉
鑛山間九軒に鐵道延長方免許申請の件は、監第二、五八六號を以て
免許を受けたるに依り、是に伴ふて石越驛省社線連絡設備の改良、
擴張をなし該社全線を一貫して地方鐵道に據らしめ客貨輸送の萬
全を期せむとするの件は適切なる計畫と被認を以て、臨時農地等
管理令第七條第一項に依り農林大臣に又臨時資金調整法施行令第
六條ノ三第二項に依り大藏、商工兩省に夫々協議せし處別段支障
なき旨回答ありたるを以て九月八日監第三、一五五號を以て内務
鐵道兩大臣より許可ありたり。

東京府

京王電氣軌道 新宿整塚間車體外有效幅員特別設計使
用期限延期許可

用期限延期許可

京王電氣軌道株式會社申請に係る昭和二年六月二十日監第一、
四四三號認可（特殊設計として）に係る車體外有效幅員は新町附
近に於て兩側四米〇五に爲すべき處、實施に際し更に縮少せるを
以て昭和八年六月七日監第一、二〇一號を以て昭和十年十二月末
日迄昭和十一年十月六日監第三、四一一號を以て昭和十五年十二
月末日迄の特殊設計として使用期限延期許可を受けし處、本擴張
工事は多數の家屋の移轉を要し時局柄工事資材の調達にも困難を
來し、一方、京王新宿停留場を省線新宿驛青梅街道口に移轉し同
停留場、西參道停留場間を地下線に變更計畫あり。右計畫實現の

曉は前記特殊設計擴張の件も自然解消するを以て更に昭和二十年十二月卅一日迄延期せむとするの件は、九月十二日監第三、三六一號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

京王電氣軌道 天神橋停留場附近軌道線路及工事方法

變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る天神橋停留場は新町、西參道兩停留場間に在り、隣接停留場との距離接近し且乗客も比較的僅少に付本停留場を廢止し以て一般輸送能力を計り尙之に伴ひ同停留場構内の建造物を撤去し軌道の一部移動せむとするの件は、九月十二日監第三、三六二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

王子電氣軌道 踏切自動警報機設置認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る該社現營業線中大塚起點〇、二〇二軒及び〇、七九五軒所在の踏切道には先年門扉を設置し晝間のみ使用中に有之候處、今回該踏切箇所へ警報機を新設（工費一、六〇〇圓自己支辨）し夜間は之れに切り換へ使用せんとするの件は、八月十四日監第三、一一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府 神奈川縣

東京橫濱電鐵 車輛設計變更認可

東京橫濱電鐵株式會社申請に係る該社玉川線使用車輛第七二、

五六號を運轉操作を簡易ならしめ、始動加速度の増加を圖り、使用電力を節約せんが爲直接制御器を總括式制御器に変更（工事費四、〇〇〇圓借入金）せんとするの件は八月十四日監第三、一五六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

橫濱市電 電氣工事方法變更認可

橫濱市申請に係る橫濱市磯子區瀧頭町所在塵芥燒却發電所廢止に因り中區高砂町一ノ一四所在千歲變電所間（延長二八六軒）送電線路は不用になりたるに因り廢止せむとするの件は、九月二日監第三、三〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

岐阜縣

名古屋鐵道 美濃町線工事方法變更認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る美濃町線は從來特殊閉塞方式を使用し居りしも昭和十五年八月監官廳の營業監査の際改良命令有り、今般票券式に變更し柳ヶ瀬停留場外六停留場に夫々場内信號機を新設せむとするの件は、九月四日監第三、三八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

豊橋電氣軌道 柳生橋線工事方法變更認可

豊橋電氣軌道株式會社申請に係る豊知縣に於て施行せられたる國道三十號線路面鋪裝工事に伴ふ該社軌道敷鋪裝工事は時局

下諸資材の入手極めて困難なると且つは諸物價の著しき昂騰とに依り之れが施行は頗る苦痛なるも縣當局の趣旨を體し萬難を排して今回柳生橋線自神明起點六六一米二七（豐橋市花田町宇寺東四番地先）、至柳生橋終點一、〇六六米一九（豐橋市花田町宇郷東十二ノ一番地先）間の現在砂利鋪裝軌道面を瀝青乳劑鋪裝に變更せむとするの件は、適宜の措置と認め八月二十五日監第三、一五七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營高遠電氣軌道 昭和西二丁目我孫子町間起業

目論見書記載事項變更及昭和西二丁目

西長尾町間工事施行認可

大阪市申請に係る昭和二年六月四日附内務省15土第一六九號を以て特許を受けたる第一號線中自住吉區昭和町西二丁目至同區長尾町間工事施行せむとするの件は、八月廿九日監第三、三七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。且本工事は昭和十六年八月日追加着手し昭和十年八月日迄に竣功すべし。

阪神急行 車輛設計一部變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る大正九年十月六日大阪府指令警保第三、五九七號を以て御認可の電動貨車貳輛、二〇六、二〇七、及大正十四年一月三十日監第二〇四號を以て御認可の電動貨車一輛（一一二〇八）計三輛に裝備の主電動機並制御器其他一部を當社

手持品と交換し依て生ずる取外品は豫備とし其の一部を別途建造認可申請中（昭和十五年六月二十九日電甲第二八〇八號）の電動客車輛に振當、時局下手持資材の活用を期し特に優秀にして容量大なる機器を利用率高き株動客車に使用し手持の比較的容量小なる機器を利用率低き電動貨車に振當（工事費一、八〇〇圓預金中より支辨）せんとするの件は、八月十八日監第三、一五四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る軌道松島南恩加島町線中大正橋松島二丁目間（複線延長三六〇米八五九）は近時一般交通激増したるを以て軌道中心間隔三米二〇〇（既設計）を二米九〇〇に變更し車體外道路幅員を増大し一般交通の圓滑化を圖らんとするの件は、八月二十五日監第三、二三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

工事豫算額三六、二一六圓 營業益金充當
車道有効幅員 五米六〇六

京都府 滋賀縣

京阪電氣 車輛設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る該社大津線に於ては昭和十二年以降乘客數の急激なる増加に依り車輛數著しく不足し一般乘客は勿論各方面よりの非難の聲頻りにして車輛の増備は急を要する

状態に有之夏季京都より琵琶湖に至る水泳客はその數特に夥しく既認可車輛數を以てしては到底輸送不可能なるに付京阪線に於て使用せざる無蓋土運附隨車二輛の車體、臺車を改造し制動裝置等を其儘流用して本制御車を建造（本制御車と連結すべき電動車は石山坂本線用一〇〇型客車を五〇型客車昭和七年七月十二日監第二、二一九號を以て設計認可と同型車輛に改造の上）（工事費二六、四〇〇圓預金支辨）する件は八月二十七日監第三、二三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

滋賀縣

京阪電氣鐵道 軌道工事方法變更並假設工事認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る東海道線大津京都間線路増設に伴ひ鐵道省大阪工事事務所委託の京津線上關寺長等公園下停留場間一〇軒九九米四〇地點に於て交叉橋梁新設せむとするの件は八月廿五日監第三、二六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。尙本假設物の使用期限は八月廿五日より昭和十七年二月廿四日迄とす。

京阪電氣鐵道 踏切警報機設置認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る該社軌道石山坂本線錦織停留場附近に於て今般近江神宮參拜道路開設せられ、之と軌道とが平面交叉するに付き（京三製作所製兩袖型）警報機新設（工費三、三〇〇圓滋賀縣委託工事にして滋賀縣より支出）するの件は八月十

四日監第三、〇七四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

石川縣 溫泉電軌 車輛設計變更認可

溫泉電軌株式會社申請に係る四輪電動客車七輛に對し連結器の裝備を變更し操車能率の改善を圖らむとするの件は九月十日監第三、三〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

溫泉電軌 溝渠工事方法變更認可

溫泉電軌株式會社申請に係る山中線及動橋線の石造暗渠は破損甚しく且耕地整理施行の關係上之を開渠に變更及新設せむとするの件は八月廿九日監第三、三〇四號を以て認可ありたり。

廣島縣

瀨南電氣鐵道 十一丁目停留場位置特別設計認可

瀨南電氣鐵道株式會社申請に係る短區間停留場の設置は運轉時間の不正確及乗客の混雜等により交通上障害多きを以て一部廢止せむとす。廢止六箇所、位置變更三箇所、尙變更停留場中十一丁目停留場は本線路の勾配 1/90 なるを以て軌道建設規程第三十五條の規定に依り（ $\frac{1}{1000}$ より急なるを以て）許可を受くるを要するものに付、曩に知事が認可報告せしは不當なるを以て、今回に限り此の儘處理（特別設計）せむとするものにして其の旨通牒を附し八月廿五日監第三、二六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

高知縣

土佐交通株式會社 軌道工事方法變更認可

土佐交通株式會社申請に係る該社軌道後免線一軒八五五箇所より分岐せる若松町支線は今回高知市役所に於て市道幅員三米間に混凝土鋪裝を施工し、同時に全線の縱斷勾配を變更計畫され既に一部實施致居り候に就ては軌道も市道に準じ縱斷勾配を變更軌道を托上し、併用箇所は道路面鋪裝終了後アスファルト乳劑を以て軌道敷内の鋪裝（工費五、三〇〇圓）を施工するの件は、九月四日監第三、三六五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

土佐交通 軌道工事方法變更認可

土佐交通株式會社申請に係る昭和七年二月六日監第三四二號を以て認可せられたる軌道敷地を道路敷地となすの件は、昭和六年十一月十九日監軌第二、三三九號照會「測點九七〇米附近より舊道交又附近迄を併用軌道とすること」に基き左記の通過路併用區域を變更せんとするの件は、九月四日監第三、三六六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

新 自長岡郡長岡村大字東崎字前日吉一、三四三ノ三 延長二七〇
至同 郡後免町南田二七二ノ一

間 四一（四九一米六五）

舊 自長岡郡長岡村大字東崎字前日吉一、三四三ノ一 延長二五四
至同 郡大篠村大字大桶字野岸一、六九二

本件は昭和六年度失業救済事業として道路工事（幅員七間五分）を施行せるものなり。

福岡縣

福岡電車 鐵道省所屬貨車直通運輸認可

福岡電車株式會社申請に係る軍需品を博多港へ輸送の爲、昭和十五年六月廿五日附監第一、七五五號を以て認可に係る鐵道所屬貨車「トラ」一號型臨時直通運輸期限昭和十六年六月廿四日を以て期間満了に付き引續き更に一ヶ年期間延長せむとするの件は、運輸期限を昭和十六年六月廿五日より昭和十七年六月廿四日迄とし、八月十四日監第三、〇五一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。尙右貨車の通過地域に於ける道路交通は相當頻繁と被認を以て道路交通上遺憾なき様期せられる様通牒せり。

九州電氣軌道 線路及工事方法變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る門司黑崎間線路中、新町延命寺停留場間一部路線を變更せむとするの件は、今般鐵道省に於て門司市新町操車場新設に依り小倉市赤坂田向山附近國道一部付替に伴ひ付替國道上に軌道を移設するの必要を生じたるものなり。而して本件に要する工事費（三五、四〇五圓三八）は全額鐵道省負擔とし、工事は鋪裝軌道、通信線路、電線路の移設（鐵道省より大部分材料支給）は會社施行、其の他は全部鐵道省施行のものなり。尙本件に關しては隧道内に照明施設をなすものとして八月廿

八日監第三、二二八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

若松市營 鐵道省所屬貨車直通運轉認可

若松市申請に係る昭和十六年一月二十二日監第五二號を以て御認可相受候「シキ六〇號形式車五〇疋積」臨時直通運轉は、四月五日迄の處軍需關係品製作者に於て其の製作資材の入手關係上製作品完成の遅延となり、曩に認可の期日迄に輸送の見込なきを以て期間の延期方出願有之候處、右は前申請の通り重量貨物にして地理的事情と荷役設備の關係上海上輸送は不可能にして之が迅速且安全輸送は列車に依る輸送を最も適當なるを以て四月末日迄延期するの件は、八月二十七日監第三、二二〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

小倉電氣軌道 客車設計認可

小倉電氣軌道株式會社申請に係る事變以來該社線は兵營に出入する軍人傷病兵慰問の旅客及沿線各工場に通勤の職員職工等漸次激増し、加ふるにガソリン統制の關係上乗合自動車は運轉車臺數を制限するの止むなきに至り、従つて電車に乗客は日と共に激増を加へ現在の電車のみにては到底圓滑なる運轉を期し難きのみならず、定期検査又は修理にも豫猶なき有様に有之止むなく電車七輛を購入この激増旅客輸送の圓滑を期せんとするの件は、八月二十七日監第三、三〇三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

- 一、工事費 三〇、〇〇〇圓 購入改造費共七輛分預金支辨
- 一、購入車輛 元東邦電力株式會社和歌山支社及元米子電車軌道株式會社にて使用したるものを一部改造並修理の上使用

九州電氣軌道 涉線並信號機設置認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る該社電氣軌道戸畑八幡線に於ける電車運轉の狀況は近時附近一帶の産業頓に擴充せられ、之が爲め交通も亦急増を見るに至りたるを以て運轉回數増加を考慮なす等之が緩和に努めつゝあるも堂山停留所より中央區方面に於ける乗客數は附近に大工場を擁し特に大にして然も尙益々増大しつゝある趨勢なるを以て之が對策として堂山停留場に涉線を設け常置信號機を新設し堂山—中央區兩停留場間の折返し運轉を可能ならしめ配車の合理化を圖り併せて運轉其他事故の際に於ける非常用ともなさんとするの件は、九月四日監第三、三六〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

- 一、涉線新設 中心路程 距戸畑起點 二軒三七七米八六
側線延長 二六米〇四
- 一、常置信號機新設 場内信號機 出發信號機 入換信號機 一一一